

## 総務本部内規

- 1 本連盟規約第 34 条第 3 項の規定および業務運営要領第 11 の規定に基づき総務本部内規を定める。
- 2 業務運営要領第 5 に規定された業務は、次の部が担当し、これを処理する。
  - (1) 庶務企画部
    - ア 会議運営 (評議員会、理事会、総務本部会 ) に関すること
    - イ 規約ならびに規程等に関すること
    - ウ 予算、決算に関すること
    - エ 予算の調整に関すること
    - オ 特別会計に関すること
    - カ 財産の管理に関すること
    - キ 所属団体に関すること
    - ク 上部団体及び関連団体に関すること
    - ケ 事務局運営に関すること
    - コ 他部に属せざる事項
  - (2) 登録部
    - ア 会員登録に関すること
    - イ 公認資格者登録に関すること
    - ウ 公認資格者基本台帳の整備、管理に関すること
    - エ 公認資格者の加入、辞退、移籍事務に関すること
    - オ SAT スキー年鑑の発行 ( 広告、賛助会員関係を含む ) に関すること
    - カ 傷害保険の管理に関すること
  - (3) ホームページ運営委員会に関すること
- 3 総務本部は、担当理事及び部を担当する部員をもって構成する。
- 4 総務本部会は、総務本部長が召集し、必要に応じて会長、副会長、理事長及び専門部関係者の出席を要請する。
- 5 この内規は、昭和 49 年 10 月 5 日から施行する。  
平成 8 年 11 月 16 日一部改正  
平成 16 年 10 月 30 日一部改正